

# 改正育児・介護休業法等説明会を開催しました！

- 平成29年9月14日（木）和歌山県立情報交流センターBig・U（田辺市）
- 平成29年9月21日（木）県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛（和歌山市）



只今より  
説明会を開催します～

田辺会場

**次 第**

1. 改正育児・介護休業法等のポイント
2. 妊娠・出産・育児休業等ハラスメント防止対策
3. 就業規則の整備、両立支援助成金
4. 無期転換ルール、労働契約法

～相談ブースの設置～

【参加者数】

●田辺会場	55事業所	62人
●和歌山会場	176事業所	198人

## 1.改正育児・介護休業法のポイント



和歌山会場

改正育児・介護休業法が平成29年10月1日から施行されます！

- ①最長2歳まで育児休業の再延長が可能になります。
- ②子どもが生まれる予定の方などに個別に育児休業等をお知らせする努力義務が創設されます。
- ③育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

職場におけるハラスメントは許されません！  
平成29年1月1日から、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置が事業主に義務づけられています。対策はお済みですか・・・

## 2.ハラスメント防止対策



田辺会場

## 3.就業規則・両立支援助成金



和歌山会場

事例(架空)を紹介しながら就業規則の必要性等について会場の皆さんと一っしょに考えました。また、当室が取り扱っている「両立支援助成金」についてご紹介をさせていただきました。

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年となりました！  
無期転換ルールとは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルールです！

## 4. 無期転換ルール



田辺会場

### ★相談ブース★（相談内容はトピックスからご覧いただけます！）

説明会終了後相談ブースを設置しました！  
たくさんのご相談をいただきありがとうございました！



和歌山会場



和歌山会場

- 育児目的休暇は就業規則に規定しないといけないですか？
- 現在育児休業中の従業員がいますが、2歳までの延長の対象になりますか？
- 従業員に無期転換ルールを周知する必要がありますか？
- 両立支援助成金の申請方法は？ 等々

### ◆配布資料一覧◆（資料はトピックスからダウンロードできます！）

<b>1. 改正育児・介護休業法等のポイント</b> スライド資料 あらましパンフ 規定例パンフ 簡易版規定例パンフ 改正法チラシ	<b>2. 妊娠・出産・育児休業等のハラスメント防止対策</b> スライド資料 ハラスメント対策パンフ 母性健康管理チラシ 紛争解決援助制度チラシ ハラスメント特別窓口開設中 平成29年12月28日まで	<b>3. 就業規則の整備、両立支援助成金</b> 就業規則チラシ 両立支援助成金チラシ	<b>4. 無期転換ルール、労働契約法</b> スライド資料 無期転換ルールチラシ 無期転換ルール特別窓口開設中 平成29年10月末日まで
--	---	--	---

